

新潟県立上越総合技術高等学校いじめ防止基本方針

令和6年6月

1 基本理念

本校では、全ての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

2 組織的な対応に向けて

いじめ防止等の対策のための組織として、下記のとおり「いじめ防止対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

いじめ防止対策委員会

(1) 委員構成 (12名)

委員会は、校長、教頭、いじめ対策推進委員、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、各学年主任、各学年担当で構成し、スクールカウンセラーと連携して対応にあたる。

事案に応じて、警察署、外部専門家等の参加・協力を得ながら、より実効的にいじめ問題の解決を図る。

(2) 委員会の機能

いじめ防止対策委員は、いじめ防止に向けて、以下の機能を果たすものとします。

- ①いじめ及びいじめの類似行為の未然防止に向けて、生徒理解について情報を共有する。
- ②いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図る。
- ③いじめに関する意識調査やアンケートの時期や内容を検討し、適切に実施する。
- ④いじめの認知を判断し、疑いを含め認知した場合は速やかに対応する。
- ⑤重大事態については、疑いが生じた時点で調査を開始する。
- ⑥重大事態（疑いを含む）があった場合、直ちに県教育委員会へ報告すると共に、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関に通報・相談し、連携して対応する。
- ⑦認知後は、迅速にいじめに係わる情報収集に努め、重大事態の疑いの有無を検討する。
- ⑧いじめに関係する生徒の家庭と連携し、見守りや支援等、適切な対応策を提案する。
- ⑨いじめが解消に至るまで、被害生徒を徹底的に守り通し、その生徒の安全・安心を確保する。
- ⑩いじめの解消を判断した場合も、継続的・日常的に見守る。

3 「いじめ」の定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ類似行為（当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性が高いもの）」も同様に扱う。

4 いじめの未然防止に向けて

- (1) 生徒ひとり一人に対して、自他の大切さを認めることができる人権感覚の育成を目指し、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- (2) 生徒ひとり一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるような集団づくりや、分かりやすい授業づくりへの取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- (3) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- (4) インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

5 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員ひとり一人が強く認識し、常に生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- (2) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応し、情報共有に努めます。
- (3) 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- (4) 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- (5) 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

6 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめを受けたとされる生徒を徹底的に守り通します。
- (2) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- (3) いじめを行っている生徒については、いじめ行為に至った背景や動機について確認し、相手の傷ついた気持ちを理解させるとともに反省させ、二度といじめを行わないよう、しっかり指導します。
- (4) 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- (5) いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- (6) いじめを認知した生徒が安心して大人に伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、保護者と連携しながら伝えた生徒への見守りを行います。
- (7) 解決した後も、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の双方を継続的に指導・支援し、良好な人間関係の構築に努めます。

7 重大事態防止に向けた取り組み

- (1) 重大事態とは、
 - ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- (2) 重大事態の防止に向けて
 - ① 全校集会等を活用して、命を大切に教育を推進するとともに、生徒の悩みや不安を把握し、生徒に寄り添う生徒指導を行います。また、生徒の様子や変化を注意深く観察し、組織として情報共有に努めます。
 - ② 生徒に悩み相談窓口の活用について周知し、一人で抱え込まず、あきらめずに助けを求めることを伝えます。

8 いじめが「解消」している状態とは

- (1) いじめに係る行為
被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月継続していること。さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。
- (2) 被害生徒の状態
被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際は、被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。